

市報ひがしむらやま

消費生活センター

平成 27 年度版
(平成 26 年度掲載分)

～トラブルにあわないために～

東村山市消費生活センター
(市民相談・交流課)

はじめに

平成26年度に東村山市消費生活センターが受け付けた相談件数は908件でした。相談内容をみると、アダルトサイトのワンクリック請求やネットショッピングで申し込んだ品物が届かないなどのインターネットに関する相談が大変多くなっています。とりわけアダルトサイトの相談が年齢にかかわらず寄せられ、103件とトップでした。怪しいサイトに近づかないなど、ネット上では慎重に行動しましょう。

相談が寄せられた年代で一番多かったのが70歳以上の方からの相談です。高齢者を狙った悪質商法は後を絶ちません。過去の被害を救済すると持ちかけて、新たな費用を請求する二次被害のトラブルや、公的機関を名乗って「漏れた個人情報を削除してあげる」と持ちかける事例など、手口は悪質・巧妙です。日頃から、消費者トラブルの現状に関心を持ち、情報を得ておくことが大切です。

この小冊子は、市報「ひがしむらやま」の毎月15日号に掲載のコラム「消費生活センター」の平成26年度掲載分をまとめたものです。被害の未然防止やトラブル解決の手がかりとしてお役立てください

平成27年7月
東村山市消費生活センター

も く じ

- 身近な人からのもうけ話？マルチかも・・・！ (4月) 1
- 探偵業者とのトラブル防止のために (5月) 2
- 「買え買え詐欺」に注意！ (6月) 3
- アダルト情報サイトの料金請求に関する相談が増えています！ (7月) 4
- 通信販売を利用するためのポイント！ (8月) 5
- 「漏れた個人情報削除する」という電話にご注意を！ (9月) 6
- クリーニングトラブルとならないために！ (10月) 7
- 海外ネット通販トラブルの現状と注意点 (11月) 8
- 送り付け商法には気をつけて！ (12月) 9
- 古着などの「訪問購入」にご注意！ (1月) 10
- 楽しい旅行計画のために (2月) 11
- うまい話やもうかる話を持ちかける電話にはご注意を！ (3月) 12
- クーリング・オフ制度の基礎知識 13
- 悪質商法一覧表 15

身近な人からのもうけ話？ マルチかも・・・！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

(事例)

友人から食事に誘われ、簡単に儲けられるバイトがあるとして長時間勧誘された。最初に健康食品を購入して会員になり、会員を増やす

ことで手数料が入る。頑張れば毎月高収入が得られると言われた。お金がないと言いつつ消費者金融を紹介され、そこで30万円借りて支払い会員になった。しかし、勧誘時の話とは違い全く儲からないので止めたい。

★これはマルチ商法(連鎖販売取引)と呼ばれ、商品を買わせ組織をブランチ

式に拡大していく商法、法律で規制されています。

契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。それを過ぎても、契約はいつでも解約することができます。入会して1年以内に解約した場合、商品を引き渡されてから90日未満の未使用の商品は価格の1割の違約金で返品できます。

マルチ商法に似た手口も

(事例)大学の友人から「人脈が広がる」「就職に役立

つ」などと勧誘され投資用教材DVDとビジネス講座を契約。その後、新規契約者を連れてくれば紹介料を払うと言われた。不審だ。

★友人、職場や学校の知人、親戚など身近な人からの誘いであっても、必要のないものは毅然と断ることが大切です。

探偵業者とのトラブル防止のために

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

近年、探偵業に関する消費者からの相談が増加しています。

そこで今回は探偵業について紹介します。

探偵業法では、営業所

とに都道府県公安委員会に探偵業の届け出を出す必要があります。業務内容は依頼者から特定人の調査依頼を受け調べてその結果を依頼者に報告することが主な内容です。従って「返金請求業務」や「解約交渉」などを行うことはできません。返金や解約交渉を行えるのは弁護士などの有資格者となります。

また業務契約をする前に、重要事項を記載した書面を交付して説明する義務が課されています。従ってネット上に掲載され、「読んで理解した」の項目にチェックしたとしても書面交付し、説明したことにはなりません。また実地調査を伴わない調査結果は探偵業法で規定されている業務を行ったことにはなりません。

クリック詐欺請求「アダルトサイトの登録料請求」等について誰にも知られたいが何かかしたいと思わない探偵業者や調査業者へ依頼してしまつた。後で信用できる業者なのか、このままだと調査費用が継続的にかかってしまつたのではないかと心配になつたという相談を受けます。

身に覚えのない料金の請求等についてはまずは消費生活センターにご相談ください。

「買え買え詐欺」に注意！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

販売業者が提供する商品や権利などを別の業者が勧誘して契約させる、劇場型勧誘の「買え買え詐欺」。巧妙な手口で高齢者を狙っています。

●事例1

「A社の未公開株を我が社に代わってあなたの名義で購入してくれば謝礼を払う。購入代金は立て替えておいてほしい。」という電話がかかってきた。うまい話だが信用してもいいか。

●事例2

知らない会社から「あなたに宝石会社から封筒が届いているはず。あなたしか

買えない貴重な宝石だ。」など

と電話があったが、全く興味がないと断った。その後、同じ男が「あなたの名前で宝石を買った。宝石会社の社員から後で電話があるから、話を聞いてほしい。」と電話をかけてきた。勝手に名前を使うなど承知しないと強く言って電話を切った。

●うまい話はあきません！

購入代金を立て替えて代わりに購入しても、買い取って貰えるはずの業者と連

絡が取れなくなります。また、名義を貸しただけのものでも、「名義貸しは違法

だ。罪になりたくなければ解約金を払え。」「財産を失わないために金を払え。」などと脅されて現金を要求される事例が全国で発生し多額の被害も出ています。

お金を支払ってしまうと取り戻すのは困難です。「名義を貸して」「代わりに買ってほしい」と言われたら、相手にせすきっぱりと断りましょう。

アダルトサイト情報サイトの料金請求に関する相談が増えています！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

「パソコンや携帯電話等から、有料の認識がないままサイトに進んだところ、アダルトサイトに繋がら高額の料金の請求を受けた」「アダルトサイトで、無料

だと思ってクリックしたところいきなり料金請求画面が出た」という相談が性別年代を問わず多く寄せられています。

〈対処法〉

●相手に連絡を取らないこと

自分からは連絡しないでください。個人情報等が知られてしまうと危険性があります。サイトを見ただけ

で、住所、名前、電話番号などの個人情報相手に伝わることはありません。

●申し込んだつもりもない請求は無視すること

クリックすればそれが有料の申し込みになることが分かっていたいなかった場合、契約の不成立が考えられます。

契約はお互いの意思の合致があつて成立します。それが無い場合、契約が成立しているとは言えません。従つて、一方的に請求された代金に対して支払う義務

はありません。また、誤つて申し込んでしまった場合でも、それを訂正できるような「契約内容を確認する画面」がなかったときには、契約の無効を主張することができます。何もせずそのまま無視するのが一番の対応策です。

画面に貼りつけた請求画面を削除するには、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。

通信販売を利用するためのポイント!

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

が届かない、送られてきた商品がイメージと違ったりしたトラブルは後を絶ちません。

上手に利用するには

- ①信頼できる会社を選ぶ。事業者の所在地、電話番号、会社名の確認は必ずすること。
 - ②広告の情報を細かく確認する。商品の価格や引渡し時期等
 - ③決済方法の確認
前払いしか受け付けない場合は利用を控えるのが賢明です。また商品と引き換えに代金を支払った引きを利用する。またインターネットの場合はクレジットカード番号を送信するときは事前にセキュリティを確認し規約をしっかり読むこと。
 - ④必ず控えは取っておく
注文した商品のメモ、代金支払い時の領収書、返品時の控えは保管、インターネットの場合は交信したメールや大切な内容はプリントアウトしておくこと。
 - ⑤商品が届いたら確認を
注文した商品で間違いないか、傷や汚れがないか確認すること。
- カタログ、チラシ、テレビ、ラジオ、インターネットなど手軽な販売形態の通信販売ですが、近年、利用者が増加している一方で、前払いで注文したのに商品

「漏れた個人情報削除する」という電話に必ず注意を！

消費生活センター



受付 午前9時～正午

午後1時～4時

電話 395-8383

●事例 公的機関を名乗りの、「あなたの個人情報」が複数の事業者に漏れているので、登録を抹消してあげるといって電話があった。最近振り込め詐欺のような

電話には用心しているので、この電話も断り、切った。

●事例 「あなたの個人情報」が国内のみならず国外にまで漏れている。ある人に頼んで無料で消してあげるので、代わりにその方と投資顧問契約を結んでもらいたい。」という電話がかかってきた。不審なので相手にせず、すぐに切った。

●アドバイス

個人情報削除してあげると持ちかけ、最終的に金をだまし取る手口の相談が急増しています。複数の人物が役割を分担し消費者をだます「劇場型勧誘」の事例もあります。

また、公的機関が個人情報を削除してあげるなどと電話をかけてくることは絶対にありません。このような電話がかかってきたら、相手にしないですぐに電話を切りましょう。一旦電話に出してしまうと切のづらくなります。不

審な電話に出なくて済むように、留守番電話を利用して必要に応じて後でかけ直したり、ナンバーディスプレイ（発信者番号が表示される）の機能のある電話を利用して非通知や知らない番号には出ないようにしましょう。

一度お金を支払ってしまつと、取り戻すことは困難です。お金を払う前に、家族や身近な人、または消費生活センターに相談してください。

クリーニングトラブルとならないために！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

衣類の裏には、洗濯方法やアイロンかけなどを示す「家庭用品品質表示法」で義務付けられているラベルが付けられています。ラベルの「取扱い絵表示」等で

クリーニングできる物が確認してから出しましょう。

●クリーニングに預けるとき

ポケットの中は空にし、ブランドロゴ入りなど、珍しいデザインのボタンや飾りは取り外してからクリーニングに出すと安心です。上下もの、フードやベルトなどセットものは、一緒にクリーニングに出しましょう。

う。色の相違が防げます。

窓口では、シミの場所や原因、要望などを伝え、クリーニングの処理方法等についてもよく確認しておくのが大事です。預かり票は必ず受け取り、クリーニング品を受け取るまで無くさないようにしましょう。

●クリーニング品を受け取るとき

預けるときに確認したシミなどの状態を必ずチェックしましょう。仕上がりに納得できないうちは、すぐにクリーニング店に申

し出ることが大切です。

家に持ち帰ったら、ポリカバーは外し、風通しをしてから収納しましょう。

●クリーニング店の選び方

洗い方や予想される変化、繊維素材に関するアドバースなどをしてくれる店を選びましょう。SマークやLDマークを提示している店では、事故が発生したときに、クリーニング事故賠償基準に基づき対応しています。

海外ネット通販トラブルの

現状と注意点

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

近年、経済のグローバル化やインターネットの普及・拡大に伴い、日本に居ながら海外の事業者から商品やサービスを購入することが容易になっています。

海外ネット通販を利用すれば、日本では購入できない商品やサービスが手に入ったり、日本の店舗より安く購入できたりといった利点があります。しかしその一方で、破損などによる返品・交換や配送遅延等、国内であれば小さなトラブルでも、「ことばの問題」や「法律・商習慣の違い」から解

- 決が難しかったり、海外の事業者にお問い合わせができなかったりすることもあります。消費者庁では平成23年11月に消費者庁越境消費者センターを開設し海外の事業者とトラブルに遭遇した消費者からの相談を受け付けています。(平成27年6月より、国民生活センター越境消費者センター) ●トラブルに遭ったサイト内容の特徴
- ① 正確な運営情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない。
 - ② 正規販売店の価格よりも極端に値引きされている。
 - ③ 日本語の表現が不自然。
 - ④ 支払方法が銀行振り込みとなっておりクレジットカードが利用できない。サイトの名称と運営者氏名と口座名義人が異なる場合も注意が必要です。
- トラブルを未然防止するためには、その利便性を享受すると同時に、利用する際の注意ポイントを知らしておくことが大切です。

送り付け商法には気をつけて！

消費生活センター



受付 午前9時～正午

午後1時～4時

電話 395-8383

送り付け商法とは、申し込んでいない商品を勝手に送り付け、代金を請求する手口のことです。勝手に送り付けられた場合（ネガティブ・オプション）は、14

日間開封せず保管すれば、後は自由に処分できます。 「カニは好きですか。」 という電話から強引に勧誘されたり「以前注文を受け た健康食品を送ります。」 などという電話がかかってくる場合もあります。購入する気がない時や身に覚えがない内容の電話はきっぱり断りましょう。断ったにも関わらず一方的に商品を送

り付けられても、代金を支払う義務はなく、受け取る必要もありません。受け取ってしまっても、電話勧誘販売にあたる場合はクーリング・オフができます。 注文した物が宅配で届く時は家族に一言伝えておき、確認が取れない配達物はとりあえず受け取らないというルールをつくること、誤って誰かが受け取ってしまったことを防げます。

申し込んでいない違法なアダルトDVDが送り付けられ、後日60万円の請求書が届いたという相談が全国の消費生活センターに複数寄せられていると、国民生活センターが発表し注意を呼びかけています。 30代から60代の男性に送り付けられています。もし届いても絶対に支払わず相手への連絡もやめましょう。払えと脅され恐怖を感じるような場合は、警察に相談してください。

古着などの「訪問購入」にご注意！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時

電話 395-8383

「ラジオを聴いていたら『汚れていても1枚からでも着物を買って取る30分以内の申し込みは2割増し』と言ったので電話で申し込んだ。後日着物を用意して待

っていたが、業者は貴金属がないかと迫りしかたなく差し出した指輪だけ買い取り着物は1枚も買い取らずに帰った。」「不用品を売りたいので自宅にきてもらったが、不用品には目もくれず貴金属のみを買い取って行った。返してほしい。」

●このような「訪問購入」に関する相談が寄せられています。売主から依頼がない限り業者は買い取りを求めることができません。訪問することによって消費者が同意した時も、勧誘に先立って勧誘を受ける意思があるかを業者は確認し、一度断った消費者への再勧誘は禁止されています。また、依頼があった商品以外の勧誘としてはならないことになっています。

●契約する時は、「契約書面」を必ず受け取りましょう。書面を受け取った日から80日間はクーリング・オフが可能です。期間中は物品の引き渡しを拒否でき、手元に置いて本当に売るかどうかがよく考えることができます。ただし、消費者が『100円で買い取ってほしい』などと積極的に自分から連絡して契約を申し込んだ場合には、適用がありません。クーリング・オフしても回復が困難な場合も多く、売るときは注意が必要です。

楽しい旅行計画のために

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

をしましょう。

旅行業者が業として営業するには国土交通省大臣（第一種旅行業）或いは都道府県知事（第二種、三種旅行業）の登録が必要です。

春休み、ゴールデンウィークにと旅行計画を考えている方も多い事でしょう。

楽しい旅行がこんなはずではなかったとならないために契約に際して十分な注意

旅行内容について旅行業者から十分な説明を受けましょう。

③ インターネット取引は

トリアルも多くあります。価格だけで判断せず相手の情報を十分入手し関連事項は必ずプリントアウトして契約しましょう。

④ e-TBTマーク、インターネット取引の際は、

旅行業協会承認マークの有無を確認しましょう。

⑤ ポンド保証会員マーク
旅行中に問題が発生し、旅

行業者が弁済しなければならなくなった場合に保証される制度です。このマークの有無も確認しましょう。

先
〈旅行に関する問い合わせ

●（社）日本旅行業協会（普及JATA）03（3592）1266

●（社）全国旅行業協会（ANTA）

03（5401）3600



うまい話やもうかる話を持ちかける電話にはぐ注意を！

消費生活センター



受付 午前9時～正午
午後1時～4時
電話 395-8383

不審な内容の電話がかかってきたとの相談が寄せられています。いったん相手と話し始めると電話を切りづらいなものです。留守番電話やナンバーディスプレイ

レイなどの機能を利用して知らない電話には出ないという対処のしかたもあります。

●事例1 「ある会社が市内に工場を建設する。その会社の債券を申し込めるのは限られた人だけだ。あなたも選ばれて権利がある。申し込まないか。」という電話がかかってきたが、興味がないと断った。」

「あなたが選ばれた」などという文句を聞くと、まるで得をする良い話のような気がします。しかし、投資話を信じてお金を払った後、業者と連絡が取れなくなったりするトラブルも多く、お金を取り戻すのは困難になります。おかしいと感じたら、断って相手にしないのが一番です。

●事例2 「不動産会社を名乗り、『あなたの土地を賣りたい人がいる。賣るために整地や測量をしないか。』という電話があった。長年

利用していない遠隔地の土地なので、売れるならありがたい。信用して良いか。」

「土地を賣りたい人がいる」「高値で売れる」と持ちかけて測量サービスなどを契約させたり新たに土地を購入させ、費用を請求する手口もあります。「土地が売れる」というセールストークをつのみにせず、具体的な根拠のない話はきっぱり断りましょう。」

クーリング・オフ制度の基礎知識

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、無理由・無条件で契約を解除することを認める制度です。

1. 特定商取引法の場合

取引形態	期間	適用対象
訪問販売（催眠商法・アポイントメント商法・キャッチセールスなど） 電話勧誘販売	8日間	原則すべての商品・役務が対象となる（但し3千円未満の現金取引等は除く）
特定継続的役務提供（エステ・家庭教師・学習塾・語学教室・パソコン教室・結婚相手紹介サービス）	8日間	店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
連鎖販売取引（マルチ商法） 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	20日間	すべての商品・役務・権利 店舗へ出向いて契約した場合にも適用される
訪問購入取引（訪問買い取り）	8日間	適用除外の物品があります
① 通信販売はクーリング・オフ制度はありません。 ② 消耗品を消費した場合などクーリング・オフができない場合もあります。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。 ③ クーリング・オフ妨害があったとき（クーリング・オフをしようとしても、業者からできないと言われたり、または脅かされてできなかったという場合）には、「クーリング・オフができる」と記載された書面が改めて交付されてから一定期間（8日又は20日）が経過するまで、消費者はクーリング・オフができます。		

*上記以外にも、冠婚葬祭互助会契約、宅地建物取引、生命・損害保険契約、ゴルフ会員権契約、預託等取引契約、投資顧問契約、不動産特定共同事業契約、有料法人ホーム入居契約などの場合には、条件によってはクーリング・オフが可能です。契約書類を渡されたら内容をよく確認し、「早まった！」と思ったら速やかに手続きをとりましょう。

2. クーリング・オフをすると

- ①クーリング・オフの通知は、発信した時に効果が生じます。したがって、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。
- ②業者に支払ったお金は、全額返金されます。
- ③消費者に渡された商品は、業者の負担で引き取る義務があります。
- ④既に工事が開始されている場合は、業者に原状回復義務があります。

3. クーリング・オフの行使方法

電話ではなく、必ず書面で通知しましょう!!

①官製はがきの場合

証拠として両面のコピーを残し、郵便局の窓口で「特定記録郵便」で出しましょう。クレジット契約をした場合には、必ずクレジット会社宛に通知してください。

《記載例》

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> </div> <p style="text-align: right;">あて先住所</p> <p style="text-align: center;">○○株式会社 代表取締役○○○殿</p> <p style="text-align: right;">契約者住所 氏名</p>	<p style="text-align: right;">契約(申し込み)年月日</p> <p>●販売業者名</p> <p>●販売員氏名</p> <p>●販売業者住所</p> <p>●電話番号</p> <p>●商品・役務・権利名</p> <p>右記日付の契約を解除(申し込みを撤回)します。</p> <p>○年○月○日</p>
---	--

※氏名がわかれば書き入れる。

②内容証明郵便による場合

※代金を支払ったり、商品を受け取っている場合書き加える。

<p>○ ○ ○ あて先住所 代表取締役 ○ ○ ○ 殿</p>	<p style="text-align: center;">平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日</p> <p style="text-align: center;">引 き 取 り に 来 て 下 さ い。</p> <p style="text-align: center;">口 座 ○ ○ 番 に 振 り 込 ん で 下 さ い。</p> <p style="text-align: center;">を た だ ち に ○ ○ 銀 行 ○ ○ 支 店 ○ ○ 円</p> <p style="text-align: center;">ご 通 知 いた し ま す。</p> <p style="text-align: center;">た が、 の 契 約 解 除 (申 込 撤 回) し た く</p> <p style="text-align: center;">の セ ー ル ス マ ン ○ ○ ○ 氏 と 商 品 ○</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○ の 購 入 契 約 (申 込) を 致 し ま し</p> <p style="text-align: center;">私 は、 平 成 ○ 年 ○ 月 ○ 日、 貴 社</p>	<p style="text-align: right;">契約解除(又は申込撤回)通知</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 印</p>
--------------------------------------	--	--

- * 3枚1組の内容証明郵便紙に通知内容を書き、業者宛の封筒とともに郵便局の窓口提出します。
- * 内容証明郵便紙は文房具店で購入できます。
- * 東村山市内の郵便局で内容証明郵便を扱っているのは本局のみです。

悪質商法 販売の手口	
内職・モニター商法	「自宅でできるサイドビジネス」「モニター募集」などと勧誘するが、実際は、高額な商品を購入させたり、登録料を払わせるのが目的。
SF（催眠）商法	安売りや講習会名目で会場に誘い込み、雰囲気盛り上げながら日用品を無料で配り、消費者が合理的な判断ができない状態の中で、布団など的高額商品を売り付ける。
アポイントメントセールス	「あなたは選ばれた」「商品を取りに来て」などと言って、営業所や喫茶店に誘い出し、会員権、アクセサリー、パソコン、絵画などを売り付ける。
キャッチセールス	人通りの多い路上や駅前、アンケートの協力を求めるふりをして呼び止め、営業所や喫茶店に連れ込んで、化粧品やエステティック、映画鑑賞券などを売り付ける。
デート（恋人）商法	出会い系サイトや電話、メールを利用して出会いの機会をつくり、デートを装って契約させる。恋愛感情を利用してアクセサリー、毛皮、和服などを売り付ける。
送りつけ商法（ネガティブオプション）	申し込んでもいない商品（書籍・写真集・ビデオソフトなど）を勝手に送りつけ、代金を請求してくる。代金引換郵便や、着払いの宅配便を悪用することもある。福祉目的をうたって、商品を買わせることもある。
原野商法	「将来確実に値上がりする」と偽り、ほとんど価値のない原野などを時価よりもはるかに高く売り付ける。最近は転売話でつる二次被害も。
かたり商法	消防署職員や水道局職員、電話会社社員のように見せかけた服装や言動で、消火器、浄水器、電話機を売り付ける。
靈感（開運）商法	「先祖のたたりで不幸になる」「購入すれば不幸から免れる」などと人の不幸や不安に付け込み、数珠や印鑑を高価な値段で売り付ける。
整理屋	「あなたの借金を整理します」などと広告し、相談にきた人から「整理手付金」などの名目で現金を預かり、整理を引き延ばして次々とだまし取る。
延滞料取立商法	取り立ての法的根拠のない者が、レンタルビデオなどの利用料金が未払いだとして、法外な延滞料を取立てる。全く身に覚えのない人に対しても脅迫的な言動で払わせることがある。

どうしよう…困った!!と思ったら、まず相談!

東村山市消費生活センター

消費生活相談とは?	<ul style="list-style-type: none">☆ 商品やサービスについて、疑問や不審な点があったとき、また、契約上のトラブルでお困りのとき☆ 悪質商法の勧誘を受けたとき、また、被害にあったとき☆ 多重債務の整理について☆ 身に覚えのない請求を受けたとき（不当請求・架空請求）☆ その他、消費生活全般にかかわること
相談するときは…	<ul style="list-style-type: none">☆ 状況を正確に把握するためにも、できるだけ契約した本人が相談してください☆ 次のものをご用意ください<ul style="list-style-type: none">① 事実経過の記録② 契約書・保証書など③ その他、関係資料 <p>* ご相談は東村山市在住・在勤・在学の方に限ります</p>
でんわ	042-395-8383
相談受付	月～金曜日（祝日を除く） AM9:00～12:00 PM1:00～4:00
ところ	東村山市市民部市民相談・交流課 （市役所1階）10番窓口 〒189-8501 東村山市本町 1-2-3